

【よくあるご質問と回答（民間企業等職務経験者）】

受験案内に未掲載の項目等は、質問の末尾に「★」印を表記しています。

【職務経験について】

Q 1. 技術職については、各試験区分の職務内容に関連する職務経験が必要とありますが、**自分の職務経験が「関連する」かが分かりません**。どのような職務経験であれば受験資格を満たすのですか。

A 1. 職務経験の関連性を求めるのは、即戦力として活躍していただける方を採用するためです。各試験区分の「**職務内容（受験案内 P2. 参照）**」に記載されている業務内容を参考に、**ご自身の職務経験が各技術職の職務に活かせるかという観点から判断してください**。

【証明書類について】

Q 2. 以前に勤めていた会社が倒産していた場合などで、職歴証明書が提出できないときはどうなりますか。

A 2. 職歴証明書に代わる書類として**雇用保険受給資格者証等**、何らかの証明書類を提出していただきます。

【職務経験の算出方法について】

Q 3. 受験資格である職務経験には、契約社員や派遣社員又はアルバイトをしていた期間は含まれますか。

A 3. 契約社員、派遣社員、アルバイト等でも、**週あたりの勤務時間が30時間以上**であるなど、**勤務形態が正規社員と同程度で1年以上継続して就業した期間**（派遣社員の場合は**同一の派遣先**であることが必要です。登録されていても実働していない期間は含みません。）であれば、受験資格である職務経験に含めることができます。なお、この条件を満たさないものは対象になりません。

Q 4. 系列会社に出向した場合や勤務先の会社が合併して別会社となった場合など、会社名が異なる場合でもその就業期間は通算できますか。

A 4. **出向前の会社に籍を置いたままの出向**であったことや、**合併前の会社での就業期間**をそれぞれ職歴証明書で証明することができれば、就業期間を継続していたものとして通算することができます。

Q 5. 事務、技術及び保育士の試験区分で、事務・技術は直近10年間、保育士は直近15年間の起算日（事務・技術は平成27年8月1日、保育士は平成22年8月1日。以下同じ）より前から継続して就業していた場合、起算日より前の勤務期間を職務経験に含むことができますか。

A 5. **職務経験に含むことはできません**。

Q 6. 保育士、獣医師、薬剤師の試験区分で、受験資格である職務経験には、当該資格免許を取得する前の職務経験も含まれますか。また、当該資格免許は持っていましたが、保育士、獣医師、薬剤師として働いていませんでした。その期間も職務経験に含まれますか。

A 6. **職務経験に含めることはできません**。受験資格に含めることができる職務経験は**当該資格免許取得後の保育士、獣医師、薬剤師としての職務経験**です。ただし、保育士の場合は、保育士資格取得後の幼稚園教諭の職務経験は職務経験に含めることができます。なお、受験申込みの受付時に、受験資格について疑義がある場合等には、人事委員会事務局より電話やメールで確認させていただく場合があります。

Q 7. 保健師の試験区分で、受験資格である職務経験には、保健師免許を取得する前の看護師としての職務経験も含まれますか。

また、保健師免許又は看護師免許を持っていましたが、保健師及び看護師として働いていませんでした。その期間も職務経験に含まれますか。

A 7. 保健師免許を取得する前であっても、**看護師としての職務経験であれば含めることができます**。

また、保健師免許又は看護師免許取得後でも**保健師及び看護師として働いていない場合は、その期間は職務経験に含めることはできません**。なお、受験申込みの受付時に、受験資格について疑義がある場合等には、人事委員会事務局より電話やメールで確認させていただく場合があります。

Q 8. 育児休業を取得していた期間がある場合、その期間は受験資格である職務経験に算入できますか。また、育児のための短時間勤務で週30時間に満たない期間は、算入できますか。(★)

A 8. **労働基準法第65条に基づく産前産後の休業取得期間を除き、育児休業や病気休職などの休業等**を取得していた1か月以上の期間及び**短時間勤務により週30時間に満たない期間**は、受験資格である「職務経験」から**除きます**。なお、事務、技術など、直近10年中6年以上の職務経験が必要な試験区分では、次のようなケースの場合、受験資格を満たしません。

【ケース1】育児休業取得期間がある場合

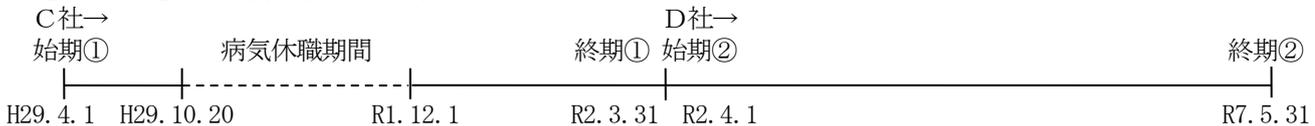


- ・ A社での就業期間 5年0月間
- ・ B社での就業期間 3年2月間、B社での育児休業期間 2年4月間（1か月未満切り捨て）
- ➡ **B社での育児休業期間を除く就業期間 0年10月間（1年未満のため算入せず）**

受験資格である職務経験期間の計算：5年0月間

（育児休業期間を除くと、1年以上継続して就業していた期間はA社のみとなり、「6年以上の職務経験」を満たしません。）

【ケース2】病気休職期間がある場合



- ・ C社での就業期間 3年0月間
- ・ C社での病気休職期間 2年1月間（1か月未満切り捨て）
- ➡ **C社での病気休職期間を除く就業期間 0年11月間（1年未満のため算入せず）**
- ・ D社での就業期間 5年2月間

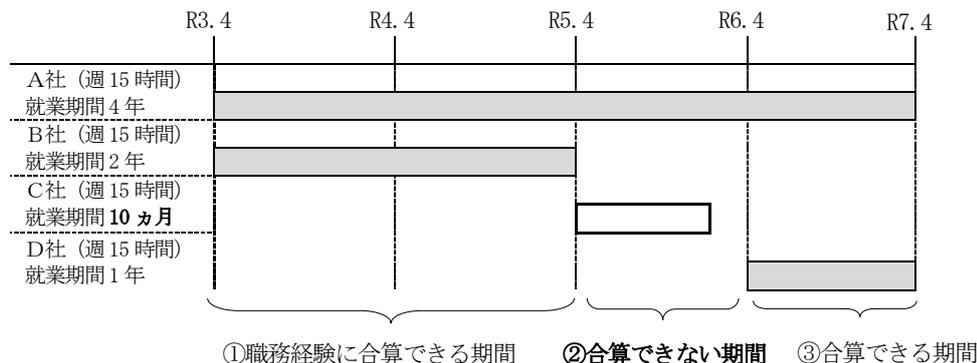
受験資格である職務経験期間の計算：5年2月間

（病気休職期間を除くと、1年以上継続して就業していた期間はD社のみとなり、「6年以上の職務経験」を満たしません。）

Q 9. 心理士の職務経験について、同時期に複数の児童相談所等に勤務していた期間の合算方法を教えてください。

A 9. 心理士に限っては、週あたりの勤務時間が30時間未満であっても、複数の児童相談所等での週あたりの勤務時間数を合計すると30時間以上になる場合は、職務経験の期間に含むことができます。ただし、勤務した期間が1年未満の児童相談所等での経験は、週勤務時間の合計に含めることはできません。

(例) 大学院において心理学の課程を修了後、R3～7年まで、複数の児童相談所等で勤務していたケース。



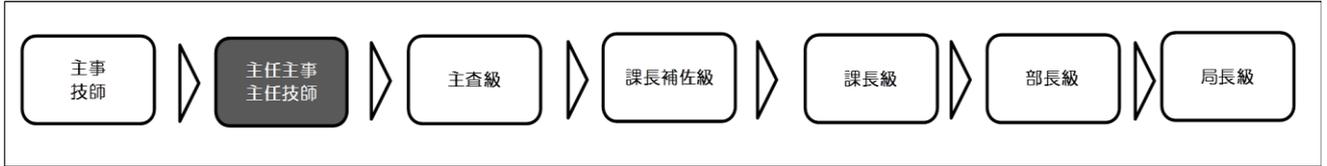
この場合、C社での就業期間が1年未満のため、A社での勤務時間数と合算することができず、②の期間は「週あたりの勤務時間数が30時間以上」を満たしません。よって、職務経験期間の計算は、①+③の合計3年間となり、「4年以上の職務経験」を満たしません。

【採用時の職位等について】

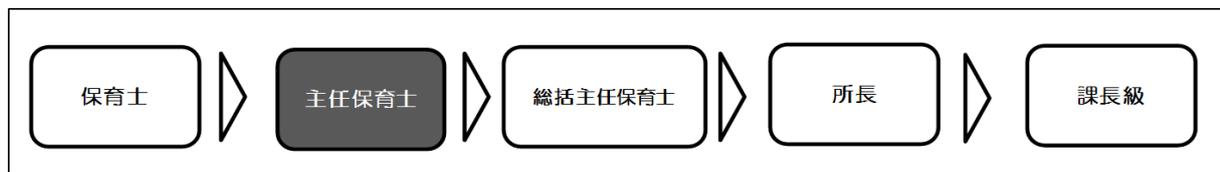
Q10. 採用時の職位はどのような格付けになりますか。また、異動サイクルは、何年くらいですか。(★)

A10. 民間企業等での職務経験がある人を対象としたこの試験の合格者は、事務職は**主任主事**、技術職は**主任技師**、保育士は**主任保育士**、獣医師は**主任獣医師**、薬剤師は**主任薬剤師**、保健師は**主任保健師**、心理士は**主任心理士**として採用されます。また、異動のサイクルは概ね2～4年が目安となります。

《昇任モデル》事務、技術



《昇任モデル》保育士



《昇任モデル》獣医師、薬剤師、保健師、心理士

